

- ・ **市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進について**

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室

# 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進について

## 第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月25日閣議決定）

(P58)

### Ⅱ 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

#### 4 優先して取り組む事項

#### (3) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進

##### ② 市町村長申立ての適切な実施

- 市町村長申立ては、一部の市町村において適切に実施されておらず、例えば、申立てまでに長期間待たされることが常態化し、必要に迫られ本人が申立手続を行うことが難しいにもかかわらず無理に本人申立てをせざるを得ないなど、その実施状況に市町村間で格差があるとの指摘がある。そのため、各地域において、成年後見制度が必要な人を発見し相談につなげるための地域連携ネットワークの整備・拡充を進める必要がある。加えて、市町村長申立てに関する事務を迅速に処理できる体制の整備も必要である。特に、身寄りのない人、身寄りに頼れない人への支援において、適切に市町村長申立てを実施することが期待される。また、虐待等の事案については、積極的に市町村長申立てを活用する必要がある。
- 都道府県には、市町村職員、中核機関職員及び日常生活自立支援事業に関係している職員に対して、市町村長申立てに関する実務を含めた研修を実施することが期待される。
- 都道府県には、例えば、都道府県における市町村支援等の助言の担い手として国が養成する専門アドバイザーを活用することなどにより、市町村長申立てを適切に実施していない市町村に個別の働きかけを行うことが期待される。
- 国は、都道府県が継続的に研修を実施することができるよう、都道府県職員向け研修の拡充や、**市町村長申立てに係る各自治体の要綱やマニュアル等に関する好事例の提供など必要な方策を講じる。**
- 国は、「成年後見制度における市町村長申立に関する実務者協議」の結果を踏まえた通知に基づき、虐待事案等迅速な対応が必要な場合における親族調査の基本的考え方や、本人の住所地と実際の居所が異なる場合等における審判の請求に係る市町村間の調整を円滑にするための申立基準について、市町村職員の理解を進めるなどの対応を行う。加えて、実施状況等といった市町村長申立ての実態等を把握した上で、その結果を踏まえ、市町村長申立てが適切に実施されるよう、実務の改善を図っていく。

# 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進について

## 第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月25日閣議決定）

（P16～17）

### Ⅱ 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

#### 2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

##### （2）適切な後見人等の選任・交代の推進等

##### ③ 適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等

##### イ 成年後見制度利用支援事業の推進等

- ・ 低所得の高齢者・障害者に対して申立費用や報酬を助成する成年後見制度利用支援事業については、市町村により実施状況が異なり、後見人等が報酬を受け取ることができない事案が相当数あるとの指摘がされている。
- ・ そのため、全国どの地域においても成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう、市町村には、同事業の対象として、広く低所得者を含めることや、市町村長申立て以外の本人や親族による申立ての場合の申立費用及び報酬並びに後見監督人等が選任される場合の報酬も含めることなど、同事業の実施内容を早期に検討することが期待される。
- ・ 国は、上記の観点から、**市町村の成年後見制度利用支援事業の取扱いの実態把握に努め、同事業を全国で適切に実施するために参考となる留意点を示すなど、全国的に同事業が適切に実施される方策を早期に検討する。**また、上記アにより早期に考え方が整理されることが期待される適切な報酬の算定に向けた検討と併せて、市町村が行う同事業に国が助成を行う地域支援事業及び地域生活支援事業についても、必要な見直しを含めた対応を早期に検討する。
- ・ 国は、被後見人等を当事者とする民事裁判等手続を処理した法律専門職が、被後見人等の資力が乏しいために報酬を得られない事態が生じているとの指摘があること等を踏まえ、法律専門職を含めた後見人等が弁護士又は司法書士に民事裁判等手続を依頼した場合に適切に民事法律扶助制度が活用される方策を早期に検討する。

# 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進について

## 1. 事業名

令和4年度厚生労働省老人保健健康増進等事業

「成年後見制度における市町村長申立ての適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進に関する調査研究事業」

## 2. 事業実施団体

一般財団法人日本総合研究所

## 3. 事業概要

全国どの地域においても、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるようにするため、「市町村長申立て」の適切な実施や「成年後見制度利用支援事業」の積極的な実施が重要である。しかし、市町村長申立ての実施状況や、成年後見制度利用支援事業の運用状況については、市町村間で格差があるとの指摘がある。そのため、本事業では、以下について取り組む。

### ①「市町村長申立て」

- ・ 全国の市町村長申立ての実施状況や支障事例等の把握
- ・ 好事例のとりまとめ・紹介や、各自治体が参考となるような取組の提案

### ②「成年後見制度利用支援事業」

- ・ 全国の成年後見制度利用支援事業の実施状況や未実施理由等の把握
- ・ 事業の推進につながる留意事項の整理

## 4. 検討体制

学識者	大学教授
専門職	弁護士、司法書士、社会福祉士
自治体	都道府県、指定都市、中核市、町村
オブザーバー	厚生労働省老健局、社会・援護局、最高裁判所事務総局家庭局

# 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進について

## 市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求の適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進について（令和5年5月30日付事務連絡）

### 1 市町村長申立て及び成年後見制度利用支援事業に関する要綱等の整備について

- 市町村長申立て及び成年後見制度利用支援事業に関する要綱等については、調査研究事業の調査結果では、多くの市町村で整備されているものの、未整備の市町村も確認された。市町村長申立てや成年後見制度利用支援事業の適切かつ迅速な実施及び組織的な対応を図るため、**未整備市町村においては、要綱等の整備に向けた検討**をいただきたい。  
（参考）調査研究事業報告書 P86～101、P104～108、P117～120、P126～134、P137～146、P152～165
- また、同報告書において、自治体が作成した市町村長申立マニュアルを掲載しているため、これらを参考としつつ、**マニュアル等の作成・周知等、適切な実施に向けた検討**を行っていただきたい。  
（参考）調査研究事業報告書 P171～177「成年後見制度 市町村長申立マニュアル（新潟県・新潟県社会福祉協議会）」

### 2 市町村長申立てに係る申立基準の原則を踏まえた適切な運用について

- 市町村長申立ての対象者の住所と居所が異なる市町村である場合における申立基準の原則については、「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」（令和3年11月26日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、精神・障害保健課長、老健局認知症施策・地域介護推進課長通知）においてお示したところであり、調査研究事業の調査結果では、複数の市町村が関わる案件を本通知により円滑に調整できた事例が確認された一方で、本通知でお示した原則が当該市町村の要綱に反映されていないことなどから調整が困難であった事例についても確認された。
- 各市町村においては、**本通知の原則を踏まえた適切な運用**を行うとともに、本通知の原則について**各市町村が定める要綱等へ反映がされているか確認し、反映がされていない場合には要綱等の見直しを検討**いただきたい。
- 住所と居所が異なる市町村である場合のほか、例えば、グループホーム等に入居している者であって、住所と居所は同一市町村であるものの、保険者や支給決定市町村が当該グループホーム等への入居前の市町村である場合についても、上記通知の申立基準の原則の考え方を踏まえて対応いただきたい。

# 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進について

## 3 成年後見制度利用支援事業の適切な実施のための必要な見直しについて

- 第二期基本計画のKPIでは、市町村は成年後見制度利用支援事業について、令和6年度末までに適切な実施のための必要な見直し等を検討することとされている。これまで同事業の適切な実施について繰り返し周知を図ってきたところであるが、調査研究事業の調査結果では、複数の市町村が関わる事案において、一方が報酬助成の要件を限定しているために調整が難航した事例が確認された。
- 各市町村においては、第二期基本計画のKPIや上記調査結果を踏まえ、
  - ・ 未実施市町村においては、当該事業を実施すること
  - ・ 市町村長申立の場合に限らず、本人や親族からの申立等も対象とすること
  - ・ 費用の補助がなければ利用が困難な方を対象としている趣旨を踏まえ、広く低所得者を対象とするような要件の設定とすること
  - ・ 後見人以外の、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人についても助成対象とすることについて検討いただきたい。

## 4 成年後見制度利用支援事業の周知・広報について

- 調査研究事業において実施されたヒアリング調査において、成年後見制度利用支援事業の内容や申請書についてホームページに掲載し、周知・広報を行った結果、専門職等の理解が進み、市町村が実施している施策の共有が進んだ等、周知・広報の効果が確認された事例があった。
- 各市町村においては、上記事例を参考とし、成年後見制度利用支援事業の内容等についてホームページ掲載により広く周知・広報を行うことや、関係者間で共有する仕組みの構築について検討いただきたい。

# 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進について

## 5 都道府県による広域的な見地からの市町村に対する支援について

- 成年後見制度の利用の促進に関する法律第15条においては、都道府県は、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする旨が規定されている。
- 調査研究事業において実施されたヒアリング調査においては、都道府県が管内市町村の成年後見制度利用支援事業の実施要綱等を集約・一覧化し、助言等を行うことにより、助成対象となる申立類型の統一が図られた事例があった。
- 各都道府県においては、上記事例や次項の好事例等を参考とし、**広域的な見地からの市町村支援**を検討いただきたい。

## 6 好事例自治体の取組について

- 調査研究事業では、市町村長申立て及び成年後見制度利用支援事業の全国の実施状況や好事例等の把握を行うとともに、有識者や専門職、自治体関係者で構成される検討委員会での議論を踏まえ、参考事例集をとりまとめた。
- 参考事例集では、市町村の取組として、
  - ・市町村長申立てを含めた適切な支援につなげる仕組の整備
  - ・支援策の検討を効率的に行うためのチェックシートの作成・活用
  - ・専門職へ相談・助言を受ける体制の整備
- 都道府県の取組として、
  - ・管内市町村の状況を把握した上での個別市町村毎の伴走支援
  - ・市町村長申立マニュアルやモデル要綱の作成・周知
  - ・市町村職員や相談窓口を担う職員を対象とした研修の実施等について盛り込んでいる。
- 各市町村及び各都道府県においては、**地域の実情に応じた取組や体制整備等を検討する際の参考として活用**いただきたい。